

## 令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

### 第1期入試 未修小論文

【出題趣旨】平井宜雄著「教壇と研究室の間」（有斐閣学術センター2007年）から、抜粋した文章を示した上、科学のよって立つ思考様式と法的思考方式の違い、法的思考方式の特徴についての筆者の考え、さらには、成功する交渉の方法等について、筆者の考えを参考に自らの考えを示すことを求めた。

【採点基準】以下の参考答案例に基づき、内容の理解、論理性、説得力及び文書作成能力を評価した。

#### 設問1(200字以内) 配点 20点

(解答例)

科学のよって立つ思考方式は、「目的＝手段」・「因果法則」思考様式だが、他方、法的思考様式は、非「目的＝手段」・非「因果法則」的思考様式である。この違いは、前者が、人間を何らかの目的を達成する手段として扱うが、後者においては、人間を手段できなく、それ自体を目的として、他の人間の比較において、つまり人間と人間との関係において把握するということから生ずる。

#### 設問2(100字以内) 配点 10点

(解答例)

法的思考様式は、他人と比べてこう行動した者は、どのように扱われるべきか、どう扱えば『正義』にない、『公平』なのかという規範的な考え方にならざるを得ないから。

#### 設問3(300字以内) 配点 20点

(解答例)

第三者は、一方当事者をコントロールできる立場にある者であってはならない。何故なら、紛争当事者が相互に他に圧倒されない事態であるからこそ第三者の介入が求められているのに、その第三者が加わることによって他方当事者が一方により圧倒されてしまうのは、その前提に反するからである。また、第三者は紛争そのものについて「未知」であり、いわゆる「中立」の者になる必要があるが、これにも反する。また、第三者が、紛争の原因を特定し、それが両当事者のいずれかにあるかを明らかにし、それを除去すれば紛争が解決されるという因果法則を前提とする思考方式によることは許されない。

#### 設問4(300字以内) 配点 20点

(解答例1 骨子)

例えば、一方当事者が他方を殴ったか、殴ってないかが争われた場合、少なくとも、殴ったとされる者に落ち度があったと認められることができるのなら、その後の解決が容易となる。

(解答例2 骨子)

交通事故があり、AがBに対して、賠償を求めている場合、Bが注意をして運転しなければならぬ義務があるという規範を双方が認識していれば、後は、利益紛争に近くなり、交渉が容易になり、紛争を解決しやすい。

#### 設問5(500字以内) 配点 30点

(解答例)

交渉は、双方の立場を考えながら、双方が譲歩しつつも、双方の利益が最大限となる方策を見つけ、かつ、その解決策を、双方が納得できる内容とすることが望ましい。ところで、当該紛争を価値紛争にしてしまうと、双方の主張が対立し合意に達することが難しく

なる。原則の第1の「人と物を分離せよ。」及び原則第2の「立場ではなく、利害に焦点を合わせる」は、紛争を価値紛争ではなく利益紛争とすることにより、交渉が容易になることを示したものである。次に、双方の利益を最大限とする目的を達成するため、より工夫した方策を考えることが必要となる場合がある。第三原則「行動について決定する前に多くの可能性を考え出せ」とは、この趣旨であるものとする。最後に、示された解決策が、一方当事者を咎める内容等を含むと、一方当事者は、主観的に、その解決策を受け入れがたい心情を抱く。当事者の主観的事情を根拠とするのではなく、世間一般にも通用する客観的基準を根拠とすることが、当事者が納得しうる理由となる。第四原則の「結果はあくまでも客観的基準によるべきこと」とは、この趣旨を明らかにしたものとする。

以上

令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第二期入試 小論文

【出題趣旨】

神保哲生「既存メディアの歪んだ特権意識が報道の自由を脅かしている」ジャーナリズム2021年9月号22頁以下を素材にして、文章読解力、論理的思考力及び論理的表現力を総合的に問う問題として出題したものである。

〔問題1〕

インターネットの登場で報道と一般社会を分け隔てていた唯一にして最大の境界線だった伝送路が開放された今、何が報道であるかを報道機関側が一方向的に定義することは不可能になった。何が報道かが定義できなければ、報道機関にのみ認められる特別な権利など存在し得ない。特権を与えられる対象が定義されていないのに、特権の内容だけが決まっているなどという状態はあり得ないからだ。(179字)

〔問題2〕

〔解答欄〕

選択肢	標題番号(IからVI)
市民社会の信頼こそが命綱	VI
「報道の自由」は認められるか	I
特権が勘違いを引き起こす	III
もはや「報道機関」など存在しない	II
十分に情報を得た市民社会が目的	IV
ジャーナリストに特権は要らない	V

〔問題3〕 インターネットの出現で、伝統的なジャーナリズムはどのような状況におかれているか。問題文の用語を用いながら、300字以内で答えなさい。(20点)

解答例

インターネットの出現により、伝統的な報道機関がその活動の際に依拠していた伝送路の狭小性がなくなり、多くの者が様々な情報発信をできるようになった。そのことにより、区別された一部の「報道機関」にのみ認められてきた様々な特権の存在理由の説明もできなくなり、報道機関だけに認められる特権に安住して報道活動を行うことが、一般市民の意識から乖離し、その支持を受けることができなくなってきている。今こそ、一部にのみ認められてきた特権などを求めることなく、場合によっては捕まることも覚悟の上で、取材の自由に基づく報道の自由を、ジャーナリストの初心に帰って再構築することが求められている状況にある。(295字)

〔問題4〕 フリーのジャーナリストと比較して、伝統的なジャーナリズムが有している特権とはいかなるものか、またそれがいかにあるべきかにつき、著者の考えを400字以内でまとめなさい。(22点)

解答例

伝統的なジャーナリズムは、ごく限られた報道機関として、様々な特権を与えられてきた。記者クラブ制度は、記者クラブ所属の記者だけに記者会見等を通じた省庁からの様々な特権的情報取材が認められる立場を認めてきた。裁判の取材の場合も同様であり、裁判の判決

文は、記者クラブには提供されるが、記者クラブに加盟していないジャーナリストは、一般市民と同じ扱いでそれをもたらうこともできず、取材したければ、記者クラブ所属記者に用意されている記者席ではなく、一般の傍聴券を求めて席を確保し、裁判を傍聴し、必死になって手書きでメモをしないといけない立場に置かれている。また日本の大新聞社は、膨大な発行部数を誇るものでありながら、再販価格維持制度によって保護の対象となり、消費税率においても軽減税率の恩恵に浴している。このような特権を政府によって与えられることにより、中立・公正なジャーナリズムが実践できなくなっている。(396字)

〔問題5〕今後のジャーナリズムのあり方は、いかにあるべきかについて著者の考えを、400字以内でまとめなさい。(20点)

#### 解答例

インターネットの出現により、既存の報道機関がその存在理由としていた伝送路の狭小性がなくなり、様々な特権が与えられてきたその活動についても、市民の理解が得られなくなってきている。こうした状況の下では、報道の自由が真の目的とする市民社会の知る権利に資するために、ジャーナリストは特権に基づくことなく、公共の利益のための取材のためには、最悪の場合、捕まることを覚悟の上で一線を越えて取材をし、時々の統治権力が行使している法律やルールの問題点についてもそれを追及してゆかなければならない。その際、そもそもジャーナリストは特権などを求めようとしてはならず、政府や時の権力に対しても、場合によっては捕まることも覚悟の上で、取材すべきことを取材し、報じるべきことを報じることによって、少しずつ市民社会の信用を獲得していくことが、報道を支える市民社会の信用を獲得し、真の公共的な報道の自由を勝ち取る途である。(396字)

令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第三期入試 小論文

**【出題趣旨】**

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的自己主張能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

**【採点基準】**

問題文と設問の趣旨を適切に把握して的確に表現できているかどうか、という点に着目して採点を行った。あくまで一例であるが、各設問の採点基準とした模範答案例は以下のとおりである。

〔設問1〕(20点)。

規律訓練型の生権力とは、不可視の、抽象化された監視者を通じて行使されるものであるが、「門に入ってはならない」という門番の命令には根拠や大義が認められるわけではないので、不可視の、抽象化された監視であるとみることができる、ということ。

〔設問2〕(20点)。

規律訓練型の権力は、持続的な監視を通じて、自分で自分を制御し、自分の正しさと誤りを判定することを促すというものであるが、「法の門」における命令はあまりに内容が貧しすぎて、田舎からの男に自己反省を迫る力を持たない、ということ。

〔設問3〕(30点)。

管理型の権力装置の典型例である、自動改札機は、物理的に通行を規制してしまうものであり、人間を単なる身体として、あるいはむしろ動物として制御する生権力の側面があり、この点は、規律訓練型の権力と共通する。しかし、次の二つの点で、これらの権力は異なっている。第一に、自己反省を通じて行使される規律訓練型に対して、管理型の典型例である自動改札機の出入りの規制では、人間に固有な精神的能力や反省の力は、いささかも媒介とされていない。第二に、規律訓練型の権力が効果的に機能するには、特定の囲われた空間が必要であるのに対して、管理型では、情報処理やコンピュータ・ネットワークなどを基盤として権力が行使され、囲われた空間が必要とされない。

〔設問4〕(30点)。

自動改札機の門は閉じられていて通過することはできないが、これに対して「法の門」は開かれており、物理的に通過できるにもかかわらず、不可解な内的抑制によって通過することができない、というものであった。このように両者の規制は、異なる原理に支配されているようにみることにも可能であるが、これは表面上の違いであって、いずれの規制にも、その命令の背後には、大義も理念もなく、ほとんど無意味で無内容な命令であるという点で共通している。自動改札機は、無賃乗車という些細な逸脱行動を規制しているだけで、そのほかの何もかもを許している。自動改札機は現代的な「法の門」であるということが出来る。これに対して、規律訓練型は、自ら正しくあろうとして、あるいは不正や誤りを避けようと自ら意識して、結果として権力に従うという形で権力が行使される。自動改札機も「法の門」も、こうした自己反省を経由することなく、人々を従わせることに成功しているといえる。

以上

令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
第四期入試 小論文

**【出題趣旨】**

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的自己主張能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

**【採点基準】**

各設問の採点基準とした模範答案例は以下のとおりである。

設問1 (配点50点)

「歴史認識」にかかわる諸問題に関する日本の対応は、次のような変遷を経てきている。まず、戦前・戦中の日本は、当時の欧米の列強と同様、人種主義・民族主義的偏見を持って、中国、朝鮮、東南アジアの人々を蔑視しており、また、自国の利益のためには他国に武力を行使することを厭わない、軍国主義的な対応をとっていた。それに対して、戦後の日本は、敗戦により戦前・戦中の軍国主義を深く反省し、世界で最も武力行使に用心深い、平和主義的文化の社会を営んできた。戦後しばらくは自分たちの生活の再建に精一杯で、考える余裕がなかったが、一九七〇年代からは、中国をはじめとする他国への侵略の自覚とそれへの反省も、次第に社会に定着して、国民全体に共有されてきた。また、過去の植民地支配の自覚と反省も徐々に共有化されてきて、そうした自覚を欠く欧米先進国より進んだ取り組みがなされてきた。戦後のこれらの反応は、高く評価されるべきである。ただ、21世紀になってから、日本では嫌韓・嫌中の感情が広まってきているが、それらの感情の爆発によって戦後せっかく積み上げてきた上記のような遺産を捨て去ってしまうとすれば、それはあまりにももったいない。

設問2 (配点25点)

「歴史認識」をはじめとして社会のあり方にかかわる議論においては、意見の違う人を論破しようという衝動が働きがちであるが、そのような衝動に負けずに、社会はよいこともすれば悪いこともする「俗人」からなっているという認識を頭の片隅に置いておこなうほうがいい。すなわち、自分自身を含めて人間は不完全であることを意識した姿勢、そして、聖人でなければできないような無理な要求をしないという姿勢で、これらの議論に臨むのが望ましい。このような観点から見ると、かつては「左翼」「リベラル」が観念的な理想論に走りすぎるとされていたが、1990年代からは「保守」にも人間の不完全さを無視した無理な主張をする人が増えてきた。

設問3 (配点25点)

東京裁判にいろいろ欠点があることはたしかであるが、現実的な選択肢としては、やむを得なかったと評価できる。すなわち、数千万人の犠牲者を出した第二次大戦のあとで、責任者を追及せずに処罰なしで済ますということにはあり得ないのであるから、東京裁判のような国際裁判をする以外の選択肢としては、①日本自身の行う裁判によって日本の戦争責任者を裁くか、②連合国が日本の戦争責任者を即決処刑するかがあったが、①では軽い処罰ですませて事実上免罪にするような茶番に終わったであろうことが明らかであり、②はかつての野蛮な慣行への逆行であって現代では許されない。したがって、東京裁判の実施は、やむを得ない選択肢であったといえる。

以上